

○財務省告示第百十三号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成三十一年三月二十日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成三十一年四月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二十年）（第百六十七回）
二 発行の根拠
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第四十七条第一項
三 振替法の適
用等
社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
四 発行方法
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格

債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及び国	争入札発	非入札発	者価格第I	特・別参加	国債市場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	方法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札の募集入札であつた
 後に行われ各債市場特別参加者
 務大臣が各債市場に於て、
 ごとに公募の額を定め、
 によつて発行の公募の額を
 別に加ふる。第二に、
 発行の公募の額を、
 発行者の公募の額を、
 発行者の公募の額を、
 発行者の公募の額を、

各申込みの応募額を割り当てる。
 各債市場特別参加者ごとの
 公募の範囲内において各
 当てる。各
 公募の範囲内において各
 公募の範囲内において各
 公募の範囲内において各
 公募の範囲内において各

額、金額で八千七百六十億
 うち、財政法第四十一条の
 定むべき発行した利付債に
 ついては、五千万円、
 二億四千八百五十万円、
 に必要の財源の確保に
 の公債発行の特例に
 第三十一条の第一項の
 律の第三十一条の第一項の

十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十
初期利子	第二期以後の利子	償還期限	償還金額	元利支	払場所	入札参加者

平成三十一年六月二十日を支払
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十六号において
 規定する期日について同じ。）。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月二十
 日を支払期とし、各支払期にお
 いて、その日以前六月間に属す
 る利子を支払う。

平成五十一年十二月二十日
 額面金額百円につき百円
 日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成三十一年三月二十日